

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第13号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県民課)</p> <p>第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) [略]</p>	<p>(県民課)</p> <p>第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する<u>こと。</u></u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。